

西部地区新調理場整備・運営事業実施方針 新旧対照表

現 行	改訂後												
(事業期間) 第1.1.(5).イ 本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和25年8月末までとする。 (事業の実施スケジュール(予定)) 第1.1.(6) ア 優先交渉権者の決定 令和7年9月 イ 事業契約の仮契約締結 令和7年11月 ウ 事業契約の締結 令和7年12月 エ 本件施設の設計・建設 事業契約締結日～令和10年6月(約2年6か月) オ 本件施設の引渡し 令和10年6月 カ 稲口調理場解体の引渡し 令和11年3月 キ 開業準備 令和10年7月～令和10年8月(約2か月) ク 維持管理・運営 令和10年9月～令和25年8月末(15年) (事業者の募集・選定スケジュール(予定)) 第2.2.(1) 本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>令和6年9月18日(水)</td><td>実施方針等の公表</td></tr> <tr> <td>令和6年9月30日(月)～10月4日(金)</td><td>実施方針等に関する直接対話の実施</td></tr> <tr> <td>令和6年10月8日(火)</td><td>実施方針等に関する質問・意見の受付締切り</td></tr> </table>	令和6年9月18日(水)	実施方針等の公表	令和6年9月30日(月)～10月4日(金)	実施方針等に関する直接対話の実施	令和6年10月8日(火)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切り	(事業期間) 第1.1.(5).イ 本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和26年3月末までとする。 (事業の実施スケジュール(予定)) 第1.1.(6) ア 優先交渉権者の決定 令和7年11月 イ 事業契約の仮契約締結 令和8年1月 ウ 事業契約の締結 令和8年3月 エ 本件施設の設計・建設 事業契約締結日～令和11年1月(約2年10か月) オ 本件施設の引渡し 令和11年1月 カ 稲口調理場解体後の敷地の引渡し 令和12年3月 キ 開業準備 令和11年2月～令和11年3月(約2か月) ク 維持管理・運営 令和11年4月～令和26年3月末(15年) (事業者の募集・選定スケジュール(予定)) 第2.2.(1) 本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>令和6年9月18日(水)</td><td>実施方針等の公表</td></tr> <tr> <td>令和6年9月30日(月)～10月4日(金)</td><td>実施方針等に関する直接対話の実施</td></tr> <tr> <td>令和6年10月8日(火)</td><td>実施方針等に関する質問・意見の受付締切り</td></tr> </table>	令和6年9月18日(水)	実施方針等の公表	令和6年9月30日(月)～10月4日(金)	実施方針等に関する直接対話の実施	令和6年10月8日(火)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切り
令和6年9月18日(水)	実施方針等の公表												
令和6年9月30日(月)～10月4日(金)	実施方針等に関する直接対話の実施												
令和6年10月8日(火)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切り												
令和6年9月18日(水)	実施方針等の公表												
令和6年9月30日(月)～10月4日(金)	実施方針等に関する直接対話の実施												
令和6年10月8日(火)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切り												

令和 6 年10月23日 (水)	実施方針等に関する質問・意見に対する回答
令和 6 年12月	現地見学会（前並調理場及び稲口調理場）の実施
令和 7 年 <u>3</u> 月	特定事業の選定・公表
令和 7 年 <u>3</u> 月	事業者の公募及び募集要項等の公表
令和 7 年 <u>3</u> 月	募集要項等に関する説明会
令和 7 年 <u>3</u> 月	募集要項等に関する質問の受付締切り
令和 7 年 <u>4</u> 月	募集要項等に関する質問に対する回答
令和 7 年 <u>5</u> 月	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切り
令和 7 年 <u>6</u> 月	参加資格審査結果の通知
令和 7 年 <u>7</u> 月	提案書類の受付
令和 7 年 <u>9</u> 月	優先交渉権者の決定及び公表
令和 7 年 <u>10</u> 月	基本協定の締結
令和 <u>7</u> 年 <u>11</u> 月	事業契約の仮契約締結
令和 <u>7</u> 年 <u>12</u> 月	事業契約の締結

(応募構成等)

第 2.3.(1).ケ 代表企業、構成企業及び協力企業には、可能な限り市内に本店を有する者を含むように努めること。また、下請等の契約、原材料及び什器備品等の購入等の契約は、可能な限り市内に本店を有する者との間で契約締結すること。なお、応募者が提出した提案書類の評価にあたっては、市内に本店を有する者の活用や市内雇用の創出等について評価することを予定している。

※ 本店：法の規定に基づく主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）

支店：法の規定に基づく主たる営業所以外の営業所（一般的

令和 6 年10月23日 (水)	実施方針等に関する質問・意見に対する回答
令和 6 年12月	現地見学会（前並調理場及び稲口調理場）の実施
令和 7 年 <u>6</u> 月	特定事業の選定・公表
令和 7 年 <u>6</u> 月	事業者の公募及び募集要項・要求水準書・審査基準・様式集・基本協定書（案）・事業契約書（案）の公表
令和 7 年 <u>7</u> 月	募集要項等に関する説明会等
令和 7 年 <u>7</u> 月	募集要項等に関する質問の受付締切り
令和 7 年 <u>8</u> 月	募集要項等に関する質問に対する回答
令和 7 年 <u>8</u> 月	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切り
令和 7 年 <u>9</u> 月	参加資格審査結果の通知
令和 7 年 <u>10</u> 月	提案書類の受付
令和 7 年 <u>11</u> 月	優先交渉権者の決定及び公表
令和 7 年 <u>12</u> 月	基本協定の締結
令和 <u>8</u> 年 <u>1</u> 月	事業契約の仮契約締結
令和 <u>8</u> 年 <u>3</u> 月	事業契約の締結

(応募構成等)

第 2.3.(1).ケ 代表企業、構成企業及び協力企業には、可能な限り市内に本店を有する者を含むように努めること。また、下請等の契約、原材料及び什器備品等の購入等の契約は、可能な限り市内に本店を有する者との間で契約締結すること。なお、応募者が提出した提案書類の評価にあたっては、市内に本店を有する者の活用や市内雇用の創出等について評価することを予定している。

※ 本店：会社法に基づく本店

には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。)

(設計企業)

第2.3.(2).イ.(ア) 設計業務に当たる者は、次のaからeのすべてすべての要件を満たしていること。

ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者は、次のaからeのすべての要件を満たし、他の者はaの要件を満たすこと。

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。

b 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成26年度以降に完了した公共施設の実施設設計の実績を有していること。

c H A C C P対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「H A C C P対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、H A C C P認証取得施設、I S O 22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、H A C C Pと同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設の実施設設計の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設設計の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設設計の実績、H A C C Pに関する書籍の出版等の実績、若しくは、H A C C Pに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号）が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

d ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める共同調理場）における設計業務実績

(設計企業)

第2.3.(2).イ.(ア) 設計業務に当たる者は、次のaからdのすべての要件を満たしていること。

ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者は、次のaからdのすべての要件を満たし、他の者はaの要件を満たすこと。

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。

b 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成26年度以降に完了した公共施設の実施設設計の実績を有していること。

c ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める共同調理場）における設計業務実績

(実施設計)を有していること。当該業務は、平成26年度以降に竣工した5,000食／日以上 の提供能力を持つ当該施設の新築実績に限る。

e 設計業務に従事する責任者として、次の (a) から (c) のすべての要件を満たす管理技術者を配置することができること。

(a) 建築士法第2条第2項に規定される一級建築士の資格を有する者

(b) 常勤の自社社員で6か月以上の雇用関係にある者

(c) 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成26年度以降に完了した公共施設の実施設計に管理技術者として従事した実績を有する者

(建設企業)

第2.3.(2).イ.(イ) 市内に本店を有する者を1者以上含むこと。

(実施設計)を有していること。当該業務は、平成26年度以降に竣工した5,000食／日以上 の提供能力を持つ当該施設の新築実績に限る。

d 設計業務に従事する責任者として、次の (a) から (d) のすべての要件を満たす管理技術者を配置することができること。

(a) 建築士法第2条第2項に規定される一級建築士の資格を有する者

(b) 常勤の自社社員で6か月以上の雇用関係にある者

(c) 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成26年度以降に完了した公共施設の実施設計に管理技術者として従事した実績を有する者

(d) HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体の行う自主衛生管理評価事業等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設の実施設計の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設計の実績、ドライシステムの大量調理施設(民間施設も含む)の実施設計の実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号)が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

(建設企業)

第2.3.(2).イ.(イ) 建設業務に当たる者は、愛知県内に本

建設業務に当たる者は、次の a から e のすべての要件を満たしていること。ただし、建設業務に当たる者が複数である場合には、そのうち 1 者は次の a から d の要件を満たし、市内に本店を有する者は次の d、e の要件を満たしていること。

a 「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」のそれぞれ実施する建設工事の種類につき建設業法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。

b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に従い適正な技術者を配置でき、契約時に技術者の資格及び会社との直接的かつ恒常的な雇用関係を示す書類を提出できること。

c 平成 26 年度以降に、延べ面積 4,000㎡以上の公共施設の施工を完了した実績を有していること。なお、共同企業体（JV）で施工した場合、JV の構成員数が 3 者の場合は 20% 以上出資した者、2 者の場合は 30% 以上出資した者について実績とみなす。

d 建設業法に基づく総合評定値（建築工事業）が愛知県内に本店・支店を有する者においては 1,000 点以上、市内に本店を有する者においては 650 点以上であること。

e 参加資格審査書類の提出日において春日井市入札参加資格者名簿登載後 3 年を経過していること。

店又は支店を有すること。また、次の a から f のすべての要件を満たす者を 1 者以上含めること。若しくは、次の a から d の要件を満たす者を 1 者以上及び b から f の要件を満たす者を 1 者以上含めること。

a 平成 26 年度以降に、延べ面積 4,000㎡以上の公共施設の施工を完了した実績を有していること。なお、共同企業体（JV）で施工した場合、JV の構成員数が 3 者の場合は 20% 以上出資した者、2 者の場合は 30% 以上出資した者について実績とみなす。

b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）建設業法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可（建築一式工事）を受けていること。

c 建設業法に従い適正な技術者を配置でき、契約時に技術者の資格及び会社との直接的かつ恒常的な雇用関係を示す書類を提出できること。

d 総合評定値（建築一式工事業）が市外に本店又は支店を有する者においては 1,000 点以上、市内に本店又は支店を有する者においては 650 点以上であること。

e 市内に本店又は支店を有すること。

f 参加資格審査書類の提出日において春日井市入札参加資格者名簿（建設工事）登載後 3 年を経過していること。

※ 本店：建設業法に基づく主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）

(工事監理企業)

第2.3.(2).イ.(ウ) 工事監理業務に当たる者は、次のaからdのすべての要件を満たしていること。

ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者は、次のaからdのすべての要件を満たし、他の者はaの要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成26年度以降に完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること。
- c HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設計又は工事監理の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設計又は工事監理の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設計又は工事監理の実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号）が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

※ 支店：建設業法に基づく主たる営業所以外の営業所（一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。）

(工事監理企業)

第2.3.(2).イ.(ウ) 工事監理業務に当たる者は、次のaからcのすべての要件を満たしていること。

ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者は、次のaからcのすべての要件を満たし、他の者はaの要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成26年度以降に完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること。

- d 工事監理業務に従事する責任者として、次の（a）から（c）のすべての要件を満たす管理技術者を配置することができること。
- （a）建築士法第2条第2項に規定される一級建築士の資格をする者
 - （b）常勤の自社社員で6か月以上の雇用関係にある者
 - （c）国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成26年度以降に完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること。

（金融機関と市の協議（直接協定））

第6.4 事業が適正に遂行されるように、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

- c 工事監理業務に従事する責任者として、次の（a）から（d）のすべての要件を満たす管理技術者を配置することができること。
- （a）建築士法第2条第2項に規定される一級建築士の資格を有する者
 - （b）常勤の自社社員で6か月以上の雇用関係にある者
 - （c）国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成26年度以降に完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること。
 - （d）H A C C P 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「H A C C P 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、H A C C P 認証取得施設、I S O 22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、H A C C P と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設計の実績、ドライシシステムの学校給食施設の実施設計の実績、ドライシシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設計の実績、H A C C P に関する書籍の出版等の実績、若しくは、H A C C P に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号）が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

（金融機関と市の協議（直接協定））

第6.4 事業が適正に遂行されるように、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

(議会の議決)

第 8 . 1 市は、債務負担行為等の設定に関する議案を令和 7 年 3 月市議会定例会に、事業契約の締結に関する議案を令和 7 年 12 月市議会定例会に上程する予定である。

(議会の議決)

第 8 . 1 市は、債務負担行為等の設定に関する議案を令和 7 年 3 月市議会定例会に、事業契約の締結に関する議案を令和 8 年 3 月市議会定例会に上程する予定である。